

平成30年第2回基山町議会（定例会）会議録（第5日）						
招集年月日	平成30年6月1日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	平成30年6月8日	9時30分	議長	品川義則	
及び宣告	閉会	平成30年6月8日	10時12分	議長	品川義則	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席13名 欠席0名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	松石健児	出	8番	河野保久	出
	2番	大久保由美子	出	9番	重松一徳	出
	3番	末次明	出	10番	鳥飼勝美	出
	4番	栗野久明	出	11番	大山勝代	出
	5番	久保山義明	出	12番	松石信男	出
	6番	牧菌綾子	出	13番	品川義則	出
	7番	木村照夫	出			
会議録署名議員	4番	栗野久明		5番	久保山義明	
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 藤田和彦		(係長) 久保山晃治		(書記) 川添紫	
地方自治法 第121条 第1項に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	松田一也	産業振興課長	毛利博司		
	副町長	酒井英良	まちづくり課長	内山十郎		
	教育長	大串和人	定住促進課長	長野一也		
	総務企画課長	熊本弘樹	建設課長	古賀浩		
	財政課長	平野裕志	会計管理者	酒井智明		
	税務課長	寺崎博文	教育学習課長	井上克哉		
	住民課長	吉田茂喜	こども課保育園長	高木久幸		
	健康福祉課長	中牟田文明	産業振興課参事	寺崎一生		
こども課長	平川伸子	まちづくり課図書館長	天本洋一			
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

- 日程第1 総務文教常任委員長報告（付託議案第23、25、26号）
- 日程第2 厚生産業常任委員長報告（付託議案第20、21、22、24、26、27、28号）
討論・採決
- 日程第3 議案第22号 基山町地域優良賃貸住宅設置及び管理条例の制定について
- 日程第4 議案第20号 基山町地域優良賃貸住宅基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第24号 基山町地域優良賃貸住宅の指定管理者の指定について
- 日程第6 議案第21号 基山町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第23号 基山町税条例等の一部改正について
- 日程第8 議案第25号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合同規約の変更について
- 日程第9 議案第26号 平成30年度基山町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第27号 平成30年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第28号 平成30年度基山町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第12 意見書第2号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書
- 日程第13 基山町立保育所建設等特別委員会の最終報告
- 日程第14 所管事務等の調査について（総務文教常任委員会、厚生産業常任委員会、議会運営委員会）
- 日程第15 議員派遣の件

～午前9時30分 開議～

○議長（品川義則君）

ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。
去る5日から休会中の本会議を開議します。

日程第1 総務文教常任委員長報告、日程第2 厚生産業常任委員長報告

○議長（品川義則君）

日程第1．総務文教常任委員長報告、日程第2．厚生産業常任委員長報告を一括議題とします。

初めに、総務文教常任委員長の審査報告を求めます。重松総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（重松一徳君）（登壇）

おはようございます。それでは、総務文教常任委員会審査報告を行います。

議案第23号 基山町税条例等の一部改正について

議案第25号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合規約
の変更について

議案第26号 平成30年度基山町一般会計補正予算（第2号）中歳入全般及び歳出所管分

本委員会は、6月4日付付託されました上記の議案を審査の結果、議案第23、25、26号は原案を可決すべきものと決定しましたから、会議規則第76条の規定により報告を行います。

なお、議案第26号に対する審査の経過は次のとおりです。

記

議案第26号 平成30年度基山町一般会計補正予算（第2号）中歳入全般及び歳出所管分

歳出 3款1項5目15節 防犯カメラ設置工事64万4,000円

基山駅前改修工事に伴い、防犯カメラ2台移設、2台新設について、駅前広場全体をカバーできるのかとただしたところ、2台を駅前広場北側に移設し、南側に2台新設することにより駅前広場全体を撮影できると防犯カメラ設置工事関係者から助言ももらったとのことでした。

移設前は駐輪場や駅舎方向を撮影して盗難や犯罪防止になっていたが、移設により抑止効果が薄れるのではとただしたところ、南側に新設する防犯カメラでカバーできるし、駅舎への出入りも4台の防犯カメラで漏れなく全体をカバーできる。また、防犯灯の設置箇所につ

いては、建設課と協議するとのことでした。

通学路等への防犯カメラ設置の要望が町民から出されているのを受け、防犯カメラ設置状況と今後の対応についてただしたところ、防犯カメラの設置数は12カ所42台であり、公共的な施設を優先順位として設置し、また、不法投棄監視にも活用しているとのことでした。防犯カメラ設置基準はあるのかとただしたところ、内規では定めているが、設置基準は早急に検討したいとのことでした。

当委員会としては、駅前広場は多くの町民やJR利用者が利用する場所であり、防犯対策効果が最大限になるように移設・新設場所を決定すること。また、防犯カメラ設置の要望が町民から出されている中、設置基準を明らかにして実施計画に事業費を計上して年度別計画を明らかにするように提案をいたしました。

10款4項5目13節 健幸のまち普及拡大業務委託料278万2,000円

基山町が地方再生コンパクトシティのモデル都市に選定され、地方創生推進交付金により3年間の重点的な優先支援を受けられることを盛り込んだスマートウェルネス事業、コンパクトに暮らそう健幸（健康で幸せ）のまち事業計画について、総務文教常任委員会と厚生産業常任委員会で連合審査を行いました。

健幸のまち普及拡大業務委託料は、メモリアルタウン基山プロジェクト事業で当初予算で議決された事業だが、組み替えをした理由についてただしたところ、メモリアルタウン基山プロジェクトは補助事業が不採択になった。コンパクトシティモデル都市に選定されたことにより地方創生推進交付金事業として基山スマートウェルネス事業が採択され組み替えを行い、少しでも町単独支出を減らすように努力しているとのことでした。

当委員会としては、事業計画、予算編成等について事前に詳細資料を提出して、議会に丁寧説明を行い、議会の議決を受けて公表するように提案をいたしました。

以上をもちまして総務文教常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（品川義則君）

次に、厚生産業常任委員長の審査報告を求めます。久保山厚生産業常任委員長。

○厚生産業常任委員長（久保山義明君）（登壇）

皆さんお疲れさまでございます。それでは、厚生産業常任委員会に付託された審査の報告を行います。

議案第22号 基山町地域優良賃貸住宅設置及び管理条例の制定について

議案第20号 基山町地域優良賃貸住宅基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について

議案第24号 基山町地域優良賃貸住宅の指定管理者の指定について

議案第21号 基山町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

議案第26号 平成30年度基山町一般会計補正予算（第2号）中歳出所管分

議案第27号 平成30年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第28号 平成30年度基山町下水道事業会計補正予算（第1号）

本委員会は、6月4日付付託された上記の議案を審査の結果、議案第20、24、21、26、27、28号は原案を可決すべきものとし、議案第22号は一部を別紙のとおり修正可決すべきものと決定しましたので、会議規則第76条の規定により報告をいたします。

なお、議案第22号、議案第20号、議案第26号に対する審査の経過は次のとおりです。

議案第22号 基山町地域優良賃貸住宅設置及び管理条例の制定について

地域優良賃貸住宅の入居者資格について、所得基準、子育て世帯、新婚世帯等の資格喪失の場合、退去等もあり得るのかとただしたところ、退去命令を出すことはないが、家賃の減免措置取り消しについて重要事項説明書等に明記するとの説明を受けました。また、町外移住者を優先するのかとただしたところ、地域優良賃貸住宅制度要綱に町内、町外の規定はないが、町外移住者を優先的に入居させていきたい。その対応については慎重に行うとの説明を受けました。

連帯保証人2人が必要な事項について、条件が厳しいのではないかとただしたところ、保証会社が2人分の責を負うことができるとの説明を受けました。

当委員会としては、公平性を保ちつつ、当初からの目的であった町外からの移住定住を促進するように提案いたしました。

議案第20号 基山町地域優良賃貸住宅基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について

一般会計歳入歳出予算での計上ではなく、特別会計として事業の推移、基金の歳入歳出を明確化すべきではないかとただしたところ、歳入歳出項目ともに項目数が少ないため一般会計歳入歳出予算としても検証できると考えるとの説明を受けました。

当委員会としては、決算審査の際に特別目的会社等の資料を添付し、説明するよう提案を

いたしました。また、PFI関連事業に関しては、事項別明細書に「目」を新設することを提案いたしました。

議案第26号 平成30年度基山町一般会計補正予算（第2号）中歳出所管分

歳出 4款1項4目13節 健康増進計画策定業務委託料250万円

委託の計画期間、内容、委託先についてただしたところ、平成31年度から平成35年度までの計画とし、アンケートも含むデータ分析、報告、まとめ等を予定している。委託先は一般のコンサルタント業者を予定しており、各課にまたがる健康保健事業を連携させ一本化する計画とし、総合計画との整合性を図るとの説明を受けました。

当委員会としては、来年度に行う事業予定を前倒しにすることで、体制やスケジュールに滞りのない計画となるよう提案をいたしました。

7款1項1目13節 きやま健康プロジェクト業務委託料300万円

この業務委託料はエミュー、キクイモに特化した事業になるのかただしたところ、詳細に協議した内容ではないとの説明を受けました。昨年度のキクイモ事業における治験等の検証結果も議会は報告を受けていないため、昨年度事業の概要をまとめ報告するよう提案いたしました。

また、地方再生コンパクトシティのモデル都市に選定され、実施される基山スマートウェルネス事業の大枠としては賛成であります。業務委託の方法、積算根拠、内容等にしっかりと方向性がきまった点で議会に報告するよう提案いたしました。

なお、議案第22号修正案についての説明をしたいと思いますので、別紙のほうをお開きください。

今回の修正案を提出する理由についてですが、本会議の議案審査でも指摘をされたように、議案第22号の第1条中「第160条」の次に「。次条において「地優賃要綱」という。」を加え、第2条第1号、第3号及び第4号中「地域優良賃貸住宅制度要綱」を「地優賃要綱」に改めるものであります。

なお、参考資料として新旧対照表をおつけしておりますので、お目通しください。

以上をもって厚生産業常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（品川義則君）

以上で各常任委員長の審査報告が終了しました。

ここで暫時休憩いたします。

～午前9時43分 休憩～

～午前9時52分 再開～

○議長（品川義則君）

休憩中の会議を再開します。

これから厚生産業常任委員長報告の議案第22号の修正案に対する質疑を行います。重松議員。

○9番（重松一徳君）

議案審議の中では一定議論された部分でもありますけれども、厚生産業常任委員会には私も総務文教常任委員会は出席しておりませんので、まず、厚生産業常任委員会でどのような審査が行われたのかというのを質問したいと思います。

例えば、先進地でもありますみやき町の条例を見れば、今回修正されたように「地優賃要綱」というふうな形で定められております。基山町はそこを「地域優良賃貸住宅制度要綱」とそのまま使っているという中身で、当然、執行部のほうも先進地の要綱等については研究もされたろうというふうに思いますけれども、このままされたという中で、厚生産業常任委員会の中で修正をしたというふうになっております。

厚生産業常任委員会の中でどのような議論をしたのかということと、執行部に対して修正を求めなかったのかという2点について説明をお願いいたします。

○議長（品川義則君）

久保山厚生産業常任委員長。

○厚生産業常任委員長（久保山義明君）（登壇）

それでは、修正案に対して重松議員より質問がありましたので、お答えをいたします。

まず、経緯についてでありますけれども、委員会の審査の中で担当課長に条文訂正をするのかとただしました。その結果、執行部からの訂正はないとの回答を得ました。そして、それを受けて、採決前に委員の1人の方から修正動議と修正案が提出され、修正案の採決において全員一致の賛成をもって修正案を委員会可決となった次第であります。

その際にまず、当然、厚生産業常任委員会としても、基山町内での略称規定の存在、また運用等について、先ほど重松議員が言われましたような近隣自治体の条文の調査を行いました。

まず、略称規定については今回修正前の条文でも問題はないと。ただし、通常4つの同文

が使用される際にこの略称が使われる場合が多いわけですが、今回は特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律、これが後に1つしか出ていないものに関して、「（以下この条において「法」という。）」という略称が使われております。

そういったものを受けて、今回は一度しか使われていないものに略称が使われているにもかかわらず、以下3回出てくる「地域優良賃貸住宅制度要綱」について略称が使われていないというのは、その整合性がとれないものと判断した次第であります。

以上、お答えいたします。

○議長（品川義則君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第22号の修正案に対する質疑を終結します。

討論・採決を行います。

日程第3 議案第22号

○議長（品川義則君）

日程第3. 議案第22号 基山町地域優良賃貸住宅設置及び管理条例の制定についてを議題とし、議案第22号の修正案に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、修正案に対する討論を終結します。

議案第22号の原案に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、原案に対する討論を終結します。

本案に対する厚生産業常任委員会から提出された修正案について採決を行います。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（品川義則君）

全員起立と認めます。よって、議案第22号の修正案は可決されました。

次に、議案第22号のうち修正可決した部分を除く原案について採決します。

原案に対する厚生産業常任委員長の報告は修正可決です。修正可決した部分を除く原案については原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（品川義則君）

全員起立と認めます。よって、議案第22号の修正可決した部分を除く原案は可決されました。

日程第4 議案第20号

○議長（品川義則君）

日程第4．議案第20号 基山町地域優良賃貸住宅基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についてに対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第20号を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。本案を厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（品川義則君）

全員起立と認めます。よって、議案第20号は可決されました。

日程第5 議案第24号

○議長（品川義則君）

日程第5．議案第24号 基山町地域優良賃貸住宅の指定管理者の指定についてに対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

討論がないようですので、討論を終結します。

議案第24号を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。本案を厚生産業常任委員長報告どお

り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（品川義則君）

全員起立と認めます。よって、議案第24号は可決されました。

日程第6 議案第21号

○議長（品川義則君）

日程第6．議案第21号 基山町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてに対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第21号を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。本案を厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（品川義則君）

全員起立と認めます。よって、議案第21号は可決されました。

日程第7 議案第23号

○議長（品川義則君）

日程第7．議案第23号 基山町税条例等の一部改正についてに対する討論を行います。大山議員。

○11番（大山勝代君）（登壇）

議案第23号 基山町税条例等の一部改正について反対討論を行います。

今回、個人住民税、固定資産税、そして町たばこ税の3つの一括改正の提案ですが、まず初めに、私はその全部に反対するものではありません。結論を先に申しますと、給与所得控除の見直しである給与収入1,000万円から850万円への引き下げに反対するものです。

この控除見直しは、結果的には増税になります。1,000万円程度の所得は、町民の平均所得からすると少し高いとは思いますが、決して富裕層ではありません。私たち日本共産党議

員団として問題にするのは、この見直しは本当の富裕層の所得には全く手をつけなくて、取りやすい、そして天引きしやすいサラリーマンや年金者を狙い撃ちにする増税だと私は考えます。また、性格の違う3つの町税の一括しての改正案ですが、本来ならば別々に提案されるべきものと考えます。そうでないと賛否の態度に迷いが生じます。

簡単ですが、個人住民税の見直しに反対の立場で私の討論を終わります。

○議長（品川義則君）

本案に対する反対討論がございましたが、賛成討論の方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第23号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。本案を総務文教常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（品川義則君）

賛成多数と認めます。よって、議案第23号は可決されました。

日程第8 議案第25号

○議長（品川義則君）

日程第8．議案第25号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合規約の変更についてに対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第25号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。本案を総務文教常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（品川義則君）

全員起立と認めます。よって、議案第25号は可決されました。

日程第9 議案第26号

○議長（品川義則君）

日程第9. 議案第26号 平成30年度基山町一般会計補正予算（第2号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第26号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長及び厚生産業常任委員長の報告は可決です。本案を総務文教常任委員長、厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（品川義則君）

全員起立と認めます。よって、議案第26号は可決されました。

日程第10 議案第27号

○議長（品川義則君）

日程第10. 議案第27号 平成30年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第27号を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。本案を厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（品川義則君）

全員起立と認めます。よって、議案第27号は可決されました。

日程第11 議案第28号

○議長（品川義則君）

日程第11. 議案第28号 平成30年度基山町下水道事業会計補正予算（第1号）に対する討

論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第28号を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。本案を厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（品川義則君）

全員起立と認めます。よって、議案第28号は可決されました。

日程第12 意見書第2号

○議長（品川義則君）

日程第12. 意見書第2号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書を議題とします。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、討論を終結します。

これより採決を行います。

意見書第2号を原案どおり採択と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（品川義則君）

全員起立と認めます。よって、意見書第2号は採択と決しました。

日程第13 基山町立保育所建設等特別委員会の最終報告

○議長（品川義則君）

日程第13. 基山町立保育所建設等特別委員会の最終報告を議題とします。

お諮りします。基山町立保育所建設等特別委員長の最終報告を求めたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

異議なしと認めます。

これより基山町立保育所建設等特別委員長の最終報告を求めます。松石健児基山町立保育所建設等特別委員長。

○基山町立保育所建設等特別委員長（松石健児君）（登壇）

それでは、基山町立保育所建設等特別委員会の最終報告を行わせていただきます。

本特別委員会は、平成29年6月13日の本会議において、次世代を担う乳幼児が社会性を身につけるための良好な教育環境を確保するとともに、保護者の保育ニーズの多様化に対応できるようなサービスのさらなる向上を目指した保育所建設等について調査、審査をするために設置されました。

これまで13回の特別委員会を開催し、今後のスケジュール、町民及び保育所保護者のアンケートや庁内保育所建設等検討委員会の報告並びに、基山町子ども・子育て会議の「基山町立保育所建設等について」の答申について審査してきました。

その後、平成29年11月には基山町保育所整備基本構想が策定され、同12月には民間保育所の選定と開園予定日が確定し、平成30年3月の定例会では民間・公立保育所ともに関連予算を可決いたしました。

これらを踏まえ、当委員会の所期の目的は達成しました。今後各保育所の開園までには一定の期間があり、適正な保育サービスの維持並びに、すばらしい新保育所が開園されることを期待し、下記の要望をもって最終報告といたします。

1. 公立保育所は基幹系保育所として運営されてきましたが、今後民間保育所の補助的な保育所となることを危惧する。雇用等も含め運営の合理性だけを追求せず、町民、保護者の要望に寄り添う保育所運営を行うこと。

2. 新保育所2園の建設計画内容、現公立保育所から移行計画を十分に理解できていない保護者も多い。今後も継続して情報発信を適宜行うこと。

3. 新保育所2園の開園までにおいても、他の民間保育所等と連携し、入園希望者の不均衡が生じないよう協議を事前に行うこと。

4. 新公立保育所の乳幼児に対する環境面での問題点や不安要素が発生した場合はそれらを開示し、安全な運営が行われるよう最大限の対策を講じること。

5. 新公立保育所の開園計画について問題が発生した場合は、議論を十分に行い、必要が

あれば一定の延期も視野に入れること。

6. 庁舎から新公立保育所建設予定地間の連絡道路の安全面に十分な措置を講ずること。

以上をもって基山町立保育所建設等特別委員会の最終報告といたします。

日程第14 所管事務等の調査について

○議長（品川義則君）

日程第14. 所管事務等の調査についてを議題とします。

本件については、総務文教常任委員長、厚生産業常任委員長及び議会運営委員長より提出された別紙所管事務調査事項記載どおり、会議規則第72条の規定により本件を承認と決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

異議なしと認めます。よって、以上のとおり決定しました。

日程第15 議員派遣の件

○議長（品川義則君）

日程第15. 議案派遣の件を議題とします。

お諮りします。お手元に配付しております議員調査派遣計画表のとおり派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

異議なしと認めます。よって、以上のとおり決定しました。

今期定例会に付議された事件は全て議了しました。

以上をもちまして平成30年第2回基山町議会定例会を閉会します。

～午前10時12分 閉会～

基山町議会会議規則第127条の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

基山町議会議長 品川 義 則

基山町議会議員 栗野 久 明

基山町議会議員 久保山 義 明